

別記様式2

副 専 攻 プ ロ グ ラ ム 説 明 書

開設学部（学科）名〔 法学部法学科 〕

プログラムの名称	(和文) ビジネス法務副専攻プログラム
	(英文) Business Law Program
1. プログラムの紹介と概要 ビジネス法務副専攻プログラムは、現代社会で企業が抱える基本的な諸問題を法的な視点から体系的に理解し、社会的問題に対する関心と一定の法的素養を身につけることを目指すものである。 本プログラムの履修科目は、法学部主専攻プログラムであるビジネス法務プログラムを構成する教養教育科目の基盤科目、専門教育科目の共通科目（必修・選択必修科目）およびビジネス法務プログラムの基本科目から構成される	
2. プログラムの到達目標 幅広い視野から社会的問題について考え、現代の企業が抱える基本的な諸問題を法的な視点から体系的に理解できることを到達目標とする。	
3. プログラムの履修時期・要件 (1) 履修開始時期とプログラム登録時期 本プログラムの履修開始時期は2年次以降とする。 プログラム登録時期については、履修開始前のみとする。 (2) プログラム選択のための既修得要件(履修科目名及び単位数等) 既修得要件は特に定めないが、日本国憲法（教養教育科目、2単位）を修得していることが望ましい。 (3) 履修上の注意点 専門教育科目を履修するためには法学、政治学、社会学関係の基礎的な知識・能力が前提とされるので、履修表（別紙1）に掲げる教養教育科目の基盤科目および専門教育科目の共通科目を早い時期に履修することが必要である。 受け入れの基準として、2年次から履修の開始を希望する者は、1年次前期に20単位以上を修得し、GPAが6.5以上であることが必要である。3年次から履修の開始を希望する者は、2年次前期までに60単位以上を修得し、GPAが6.5以上であることを必要とする。	
4. 教育内容・構造 教育内容に関わる提供科目の構成と修了に必要な単位数の詳細については、履修表（別紙1）を参照すること。 本プログラムの構造については別紙2を参照すること。	

5. 授業科目及び授業内容

授業科目は、履修表（別紙1）を参照すること。

授業内容については、各年度に公開されるシラバスを参照すること。

6. 評価

(1) 試験・成績評価

主専攻プログラムの各授業科目における試験・成績評価基準に基づく。

(2) 修了判定の基準

履修表（別紙1）に示す授業科目のうち、各科目・履修区分における必修、選択必修科目の要修得単位数を含めて、合計24単位を修得すること。

7. プログラムの責任体制

プログラムの計画、実施と評価については、プログラム担当教員会が担当する。

8. プログラムの受入上限数

各年度において概ね10名以内とする。

9. プログラムの既修得単位等の認定単位数等

(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等

教養教育科目（基盤科目）および専門教育科目（共通科目）の中から10単位以内とする。

(2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等

教養教育科目（基盤科目）および専門教育科目（共通科目）の中から10単位以内とする。

【副専攻プログラム履修に関する注意事項】

○主専攻プログラムの授業時間割の関係で、登録した副専攻プログラムの授業科目履修が制限されることがある。

○副専攻プログラムで開設されている授業科目も、本学共通の平均評価点(GPA)の計算対象に含まれる。

ビジネス法務副専攻プログラム 履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考
教養教育科目 (基盤科目)	法学基礎	2	3セメ	選択必修	4	
	刑事法原論	2	4セメ			
	政治学基礎	2	3セメ			
	社会学基礎	2	4セメ			
専門教育科目 (共通科目)	統治システム論	2	4セメ	必修	10	
	財産法入門	2	3セメ			
	民法総則	2	4セメ			
	基本的人権1	2	3セメ			
	基本的人権2	2	4セメ			
専門教育科目 (基本科目)	物権法	4	5セメ	選択必修	10	
	債権法	4	5セメ			
	契約法	2	5セメ			
	親族法	2	6セメ			
	相続法	2	6セメ			
	会社法1	2	5セメ			
	会社法2	2	6セメ			
	商取引法	2	6セメ			
	手形法	2	5セメ			
	労働法	2	5セメ			
	労働組合法	2	6セメ			
	民事訴訟法1	2	5セメ			
	民事訴訟法2	2	6セメ			
	民事執行・保全法	2	6セメ			
	倒産処理論	2	6セメ			
	国際私法	2	5セメ			
	国際取引法	2	5セメ			
	刑法総論	2	5セメ			
	国際政治経済学	2	5セメ			
合 計					24	

(注1) 上記の専門教育科目(共通科目)とは、公共政策副専攻プログラムとビジネス法務副専攻プログラムの両方のプログラムで必修科目となっている5科目を指す。

(注2) 各年度の担当教員や時間割調整等の事情により、各科目の開講セメスターなどが変更される場合があるので、法学部学生支援室で確認すること。

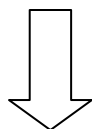
ビジネス法務副専攻プログラムの構造

2年次以降：教養教育科目（基盤科目）によるプログラムへの導入

基盤科目：法学基礎，刑事法原論，政治学基礎，社会学基礎

専門教育科目（共通科目）による専門科目の基礎力の養成

共通科目：統治システム論，財産法入門，民法総則，基本的人権1，基本的人権2



3年次以降：専門教育科目（基本科目）による専門科目の基礎力の充実と応用力の涵養

基本科目：物権法，債権法，契約法，親族法，相続法，会社法1，会社法2，商取引法，手形法，労働法，労働組合法，民事訴訟法1，民事訴訟法2，民事執行・保全法，倒産処理論，国際私法，国際取引法，刑法総論，国際政治経済学

*この別紙2は，2年次から履修を開始する場合を前提としたものであり，3年次から履修を開始する場合は，この履修の流れを参考にするものとする。